

入札の留意事項

(目的)

第1条 この留意事項は、クリアウォーターOSAKA株式会社（以下「当会社」という。）が発注する工事請負、物品調達、業務委託及び修繕請負等の一般競争入札参加者（事後審査型制限付一般競争入札を含む。以下同じ。）及び指名競争入札参加者（以下、「入札参加者」という。）が、守るべき事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 入札参加者は、大阪市暴力団排除条例、契約書及びその他関係法令の各条項並びに入札の手引き、入札指名通知その他入札に関する通知事項及び入札説明書の各事項を遵守しなければならない。

(配置予定技術者調書の提出等)

第3条 工事の請負に係る入札参加者は、次の各号に掲げる場合においては、配置予定技術者調書を提出しなければならない。

- (1) 一般競争入札の入札情報掲載文又は入札説明書に規定する場合
- (2) 意向反映型指名競争入札の入札説明書に規定する場合
- (3) 指名競争入札の入札指名通知事項に規定する場合

2 配置予定技術者調書に記載されている技術者を監理技術者等又は主任技術者として配置しなければならない。ただし、やむを得ず変更せざるを得ないと当会社が認める場合はこの限りではない。

(公正な入札の確保)

第4条 入札参加者は、次の各号のいずれかに違反した場合において、当会社競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けることがある。又、事案により当会社が法的措置をとることがある。

- (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- (3) 落札者の決定前に、他の入札参加者に対して、入札価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 入札に際し、入札担当社員の指示に従い、円滑な入札に協力し、不穏当な言動等により正常な入札の執行を妨げたり、他の入札参加者の迷惑になるようなことをしてはならない。
- (5) 当会社社員に不正要求をしてはならない。
- (6) 当会社社員への暴力、脅迫、暴言、侮辱、威圧的な言動その他取引相手方として不適当と認められる言動を行ってはならない。
- (7) 前各号のほか、留意事項について遵守しなければならない。

(入札の無効)

第5条 入札指名通知事項等及び入札の手引きに定めるほか、第3条各項及び前条各号の規定に違反した入札は無効とする。

(その他)

第6条 入札及び契約に際しては、当会社社員の指示に従うこと。